

学校に置かれる委員会等の組織（一覧） 【概要】

平成30年4月5日
学校における働き方改革特別部会
資料2-5

主な根拠	法令における設置の必要性	学習指導関係		生徒指導関係		学校運営関係		
法令	○			いじめ防止対策委員会	◆いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）	衛生委員会	◆労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）	
	—					特別支援学校のセンター的機能のための組織（「地域支援部」等）	◆特別支援学校小学部・中学部学習指導要領総則（文部科学省）（平成21年3月告示）等	
通知	—	図書館運営委員会	○「学校図書館の整備充実について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長通知）（平成28年11月29日付）	教育相談委員会	○「児童生徒の教育相談の充実について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長通知）（平成29年2月3日付）	図書館運営委員会【再掲】	○「学校図書館の整備充実について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長通知）（平成28年11月29日付）	
		学校保健委員会	○「学校保健法および同法施行令等の施行にともなう実施基準について」（文部省体育局長通達）（昭和33年6月16日付）	特別支援教育に関する校内委員会【再掲】	○「特別支援教育の推進について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長通知）（平成19年4月1日付）	学校保健委員会【再掲】	○「学校保健法および同法施行等の施行にともなう実施基準について」（文部省体育局長通達）（昭和33年6月16日付）	
		体験活動委員会	○「学校教育及び社会教育における体験活動の促進について（通知）」（文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長通知）（平成13年9月14日付）					
		特別支援教育に関する校内委員会	○「特別支援教育の推進について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長通知）（平成19年4月1日付）					
答申、報告書等	—	食育推進委員会	□食に関する指導の手引（文部科学省）（平成22年3月）	生徒指導委員会	□生徒指導提要（文部科学省）（平成22年3月）	企画委員会	□「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」（中央教育審議会）（平成10年9月21日）	
		キャリア教育推進委員会	□小学校キャリア教育の手引き（文部科学省）（平成22年1月） □中学校キャリア教育の手引き（文部科学省）（平成23年3月）	進路指導委員会	□中学校学習指導要領解説 総則編（文部科学省）（平成20年7月）	学校評価委員会	□学校評価ガイドライン（文部科学省）（平成28年3月）	
		人権教育推進委員会	□人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】（人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）（平成20年3月）	校内危機管理チーム	□子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（文部科学省）（平成22年3月）	研修委員会	□「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」（中央教育審議会）（平成27年12月21日）	
		学校安全委員会（防災委員会等含む）	□学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー（文部科学省）（平成16年1月20日）等	不登校対策委員会	□生徒指導提要（文部科学省）（平成22年3月）	地域学校安全委員会	□「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）（平成22年3月31日改訂）	
				人権教育推進委員会【再掲】	□人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】（人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）（平成20年3月）	食物アレルギー対応委員会	□学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省）（平成27年3月）	
						健康課題に関する校内委員会	□現代的健康課題を抱える子供たちへの支援（文部科学省）（平成29年3月）	
						学校安全委員会（防災委員会等含む）【再掲】	□学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー（文部科学省）（平成16年1月20日）等	
					人権教育推進委員会【再掲】	□人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】（人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）（平成20年3月）		

※学校において設置する組織で、法令、通知、答申、報告書等（国（主に文部科学省）から出されているもの）に根拠がある委員会等が対象
※根拠の区分は、◆：法令、○：通知、□：答申、報告書等

学校に置かれる委員会等の組織（一覧）

※法令、通知、答申、報告書等（国（主に文部科学省）から出されているもの）に根拠があるもの

※想定される開催頻度：①年1回～数回程度、②月1回程度、③月数回程度、④年間の特定時期に集中、⑤事案の発生に応じて

分類	組織名 (学校における主な通称)	主な根拠 (◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等)	設置の必要性 (法令で設置を原則としているものは◎)	想定される開催頻度	備考(関連事項等)
1	学校運営 企画委員会	<p>□「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」(中央教育審議会)(平成10年9月21日) 第3章 学校の自主性・自律性の確立について 4 学校運営組織の見直し …また、学校には、校長、教頭、教務主任など各校務分掌の代表等から構成される企画委員会や運営委員会などが置かれているが、学校によってはそれらが活用されていないなどの運営上の問題点が指摘されている。… 具体的改善方策（企画委員会等の活用） オ 各学校の実態に応じて企画委員会や運営委員会等を積極的に活用するなど組織的、機動的な学校運営に努めること。</p>		②、⑤	<p>◆地教法第47条の6（学校運営協議会） 第四十七条の六 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者 四 その他当該教育委員会が必要と認める者 3（略） 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。 5～10（略）</p>
2	学校運営 学校評価委員会	<p>□学校評価ガイドライン（文部科学省）（平成28年3月） 自己評価の実施 自己評価は、校長のリーダーシップの下、全教職員が参加して組織的に取り組むことが重要である。また、必要に応じて、評価委員会など、学校評価を中心となって実施するための組織を校内に設けることも考えられる。</p>		①	<p>◆学校教育法第42条、第43条 第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。 第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。 ◆学校教育法施行規則第66条、第67条、第68条 第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。 第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。 □学校評価ガイドライン（文部科学省）（平成28年3月） 学校関係者評価 各学校は、（場合によっては、設置者との連携により、同一地域内の複数の学校ごとに）学校関係者などにより構成される委員会（以下「学校関係者評価委員会」という。）を置く。（中略） 学校関係者評価委員会を新たに組織することにかえて、学校評議員や学校運営協議会等の既存の組織を活用して評価を行うことも考えられる。（以下略）</p>

	分類	組織名 (学校における主な通称)	主な根拠 (◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等)	設置の必要性 (法令で設置を原則としているものは◎)	想定される開催頻度	備考(関連事項等)
3	学校運営	衛生委員会	<p>◆労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号) (衛生委員会) 第十八条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。</p> <p>一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。 二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項</p> <p>◆労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号) (衛生委員会を設けるべき事業場) 第九条 法第十八条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。</p> <p>◆労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号) (委員会の会議) 第二十三条 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を毎月一回以上開催するようにしなければならない。 2~4(略)</p>	◎	②	教職員数50人以上の学校において設置が義務付けられており、それ以外の学校については設置の必要はない。
4	学校運営	研修委員会	<p>□「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)」(中央教育審議会)(平成27年12月21日)</p> <p>また、校内研修は、各学校や地域の実態に根ざしたものであり、日々の授業などにその成果が反映されやすく、教員自身が学びの成果を実感しやすいなど、教員の学ぶモチベーションに沿ったものである。特に、世界的にも評価の高い授業研究文化は、我が国の学力水準の維持向上に大きく寄与するべきものであり、これらの活性化が不可欠である。(中略)</p> <p>学校内においては、校長のリーダーシップの下、研修リーダー等を校内に設け、校内研修の実施計画を整備し、当該計画に則して各教員の自律的、主体的な学習意欲を尊重しながら、研修チームを設けるなどして組織的・継続的な研修が行われることが期待される。</p>		②	
5	学校運営	地域学校安全委員会	<p>□「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(文部科学省)(平成22年3月31日改訂) 第5章 安全教育と安全管理における組織活動 第4節 地域学校安全委員会等の組織と効果的な実践活動 1 地域学校安全委員会とは 平成20年1月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方策について」では、「PTA、地域のボランティア、自治会、警察などの関係機関と学校が同じテーブルにつき、意見交換や調整を行う連絡会議(「地域学校安全委員会」(仮称)等)を開催することが極めて重要である。」としている。</p> <p>また、このような「地域学校安全委員会」については、地方公共団体による参加や幅広い支援が求められる。「地域学校安全委員会」の目的は、日ごろから関係者が連携を深め、児童生徒の安全確保が円滑に行えるようにすることであり、その目的のために「学校と関係機関等が意見交換や調整を行う連絡会議」と位置づけられる。</p> <p>2 地域学校安全委員会の効果 地域学校安全委員会の効果は、次のことが考えられる。 (1)校長・副校長・教頭・学校安全担当者等が地域との連絡の窓口として周知される。 (2)地域や関係機関の担当者が、学校関係者に周知される。 (3)学校の取組や体制、児童生徒等の状況について情報を共有することでネットワークが構築され、お互いが迅速に対応できる。</p> <p>3 地域学校安全委員会の設置方法等 「地域学校安全委員会」については、各学校がそれぞれに設置する場合のほか、学校や地域の実情に応じて、複数の学校が連携した単位や、市区町村単位での設置も考えられる。</p> <p>また、関係者の負担軽減等を考えると、新規に委員会を招集するのではなく、学校の規模や地域の実情に合わせて、学警連等の既存の組織をうまく活用することも可能である。</p> <p>さらに、効果的な運用としては、必要に応じて基本の構成員に出席者を加え、拡大委員会の形式で開催するなどの方法が可能である。</p> <p>4 地域学校安全委員会の構成 各学校や地域の状況に合わせて構成されるが、基本的な構成員の例を挙げる。 (1)学校教職員 校長、副校長、教頭、学校安全主任(安全に関する校務分掌の主任)、生徒指導主任等 (2)保護者 PTA 会長等役員及び関係担当者 (3)関係機関・関係団体等 警察署、消防署、市区町村の関係部局、自治会、スクールガード・リーダー、ボランティア団体、交通安全指導員・子ども110番の家等の協力者 (4)その他 その他、各学校等が必要と認める者</p> <p>5 効果的な活動例 (1)年度当初に委員会を開催し、その年度の体制や状況について情報交換を行う。 (2)基本的な開催計画を立てる(学期1回等)。また、必要に応じて臨時的に開催する。 (3)委員会の内容について、公開できる情報については、広報誌や学校だより、ホームページ等を活用するなど、個人情報の取り扱いについて厳重に配慮し、多くの人が共有できるようにする。</p>		①	
6	学校運営	食物アレルギー対応委員会	<p>□学校給食における食物アレルギー対応指針(文部科学省)(平成27年3月)</p> <p>①食物アレルギー対応委員会 1 設置の趣旨・委員構成 校長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置します。委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定します。また校内危機管理体制を構築し、各関係機関と連携や具体的な対応訓練や校内外の研修を企画、実施、参加を促します。</p>		①	

	分類	組織名 (学校における主な通称)	主な根拠 (◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等)	設置の必要性 (法令で設置を原則としているものは◎)	想定される開催頻度	備考(関連事項等)
7	学校運営	健康課題に関する校内委員会	□現代的健康課題を抱える子供たちへの支援(文部科学省)(平成29年3月) 児童生徒の健康課題についてアセスメントするため、管理職や学級担任、養護教諭等の関係教職員等が参加する校内委員会(既に学校に組織されている場合は、既存の組織を活用)を開催する。		⑤	児童生徒の健康課題への対応として、例えば「養護教諭のための児童虐待対応の手引(文部科学省)(平成19年10月)」、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(財団法人日本学校保健会)(平成20年3月)」、「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引(文部科学省)(平成23年8月)」、「学校における子供の心のケア(文部科学省)(平成26年3月)」等において、それぞれの課題に対し組織的に対応するよう示している。
8	学校運営	特別支援学校のセンター的機能のための組織(「地域支援部」等)	□特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)(中央教育審議会)(平成17年12月8日) さらに、 <u>センター的機能のための分掌や組織(例えば「地域支援部」などを設けて校内の組織体制を明確にすることが望ましい。</u> □発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン(文部科学省)(平成29年3月) 第4部 専門家用 特別支援学校用(センター的機能) 特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンターとして、各学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める旨が、学校教育法第74条に明確に位置付けられています。(中略) <u>そのため、センター的機能のための組織(例えば「地域支援部」等)を設け、校内の校務分掌への位置付けを明確にすることが大切です。</u> ◆特別支援学校小学部・中学部学習指導要領総則(文部科学省)(平成21年3月告示) 第1章 総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。 (16)小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童、生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、 <u>学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。</u>		⑤	
9	学習指導 学校運営	図書館運営委員会	○「学校図書館の整備充実について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)(平成28年11月29日付) 別添1「学校図書館ガイドライン」 <u>学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。</u> 図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。		①、④	
10	学習指導 学校運営	学校保健委員会	○「学校保健法および同法施行令等の施行にともなう実施基準について」(文部省体育局長通達)(昭和33年6月16日付) 法の運営をより効果的にさせるための諸活動たとえば <u>学校保健委員会の開催およびその活動の計画なども(学校保健計画の中に)含むものであって、年間計画および月間計画を立てこれを実施すべきものである。</u>		①	学校保健委員会の組織構成、企画・運営等については、「保健主事のための実務ハンドブック」(文部科学省)(平成22年3月)で示している。
11	学習指導 学校運営	学校安全委員会 (防災委員会等含む)	□「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方策について(答申)」(中央教育審議会)(平成20年1月) IV 学校安全の充実を図るための方策について 2. 学校安全に関する学校内の体制の充実 (3)学校における人的体制の充実について ① 学校保健安全計画の原案の作成や日常的な安全管理活動の実施など事前の危機管理を円滑に進めるために、 <u>学校安全に関する学校内の体制として、多くの学校において保健安全委員会(部)、学校安全委員会(部)など安全に関する組織が校務分掌上位置付けられている。</u> □学校安全緊急アビールー子どもの安全を守るためにー(文部科学省)(平成16年1月20日) 各学校においては、 <u>学校安全に関し、教職員間の連絡調整や指導・助言に当たる中心的な役割を果たす担当者を校務分掌上明確にしたり、校長、教頭及びその担当者を中心とした「学校安全委員会」等の校内組織(以下「校内安全組織」という。)を設けるなどして、安全に関する校内体制を整備することが必要です。</u> □「生きる力」を育む防災教育の展開(文部科学省)(平成10年3月初版、平成25年3月改訂) 第4章 災害安全に関する組織活動 1 校内推進体制の整備 防災教育の指導計画の作成及び指導方法、教材の作成・活用及び家庭や地域と連携した推進、災害発生時の対応、情報収集・連絡・共有、応急手当、報道機関や関係者への情報提供、心のケアなどについて検討する際には、中核となる教職員を校務分掌上明確に位置づけるとともに、 <u>学校内外の委員で構成する委員会等を設けるなどの工夫が必要である。</u>		①、⑤	防災委員会は阪神淡路大震災後、防災の観点からの組織体制について整理されたもの。考え方としては学校安全委員会の中に包括される。

	分類	組織名 (学校における主な通称)	主な根拠 (◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等)	設置の必要性 (法令で設置を原則としているものは◎)	想定される開催頻度	備考(関連事項等)
12	学習指導	食育推進委員会	<p>□食に関する指導の手引(文部科学省)(平成22年3月) 第2章 食に関する指導に係る全体計画の作成 4. 全体計画の作成及び全体計画を踏まえた指導を進めるに際しての留意点 (3)校内に「食に関する指導」の推進体制を整備すること。 学校は一つの組織体であることから、指導を進めるためには体制づくりが必要です。そのためには、各学校における教育の方針や指導の重点などに食に関する指導を位置付けます。その上で、学校における食育を担当する委員会を明確にするなど、校務分掌に位置付け、食に関する指導の推進体制を整えることが重要です。その際には、次の二つの方法が考えられます。</p> <p>一つは、既存の組織を活用することです。各学校にはすでに学校保健委員会等が設置されています。ここには、校長、保健主任、給食主任、養護教諭、関係教員のほかに、学校医も参加しており、専門的な助言を受けることができます。</p> <p>二つは、食に関する指導を重点的に考え、推進していく専門委員会を新しく立ち上げる方法です。例えば「食育推進委員会」といったような組織が考えられます。新しい組織は、健康教育にかかわる職員を中心としつつ、学校の状況に応じて構成メンバーを選びます。</p>		①	
13	学習指導	体験活動委員会	<p>○「学校教育及び社会教育における体験活動の促進について(通知)」(文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長通知)(平成13年9月14日付) 3 学校教育における体験活動に関する留意点 (4)各学校において体験活動を実施する際には、全教職員の協力の下に校内の指導体制の確立を図るとともに、地域の関係機関、関係団体等との連携に十分配慮し、学校外の指導者の協力を得ること、地域における活動の場を確保することをはじめ、体験活動が円滑に実施できるよう、学校としての推進体制づくりに努めること。このため、地域や学校の実情に応じて、保護者、地域の自治会、社会教育関係団体、企業等の関係者で構成する委員会を設けるなど、学校の活動に支援を得る体制を整えること。その際、青少年の健全育成や学校・家庭・地域の連携などの観点から設けられている既存の組織の活用に留意すること。</p>		④、⑤	
14	学習指導	キャリア教育推進委員会	<p>□小学校キャリア教育の手引き(文部科学省)(平成22年1月) 学校では校長の方針に基づき、キャリア教育の目標が達成できるように、全教職員が協力して全体計画を作成し、円滑に実践していく校内推進体制を整える必要がある。校内推進体制の整備に当たっては、全教職員が目標を共有しながら適切に役割を分担するとともに、教職員間及び校外の支援者と連絡を密にして進めていくことが肝要である。</p> <p>□中学校キャリア教育の手引き(文部科学省)(平成23年3月) 学校では校長の方針に基づき、キャリア教育のねらいが達成できるように、全教職員が協力していくことが大切であり、しっかりとした校内の推進体制を整える必要がある。校内推進体制の整備に当たっては、全教職員がキャリア教育の目標を共有しながら、適切に役割を分担していかねばならない。また、それは、校内のみでなく、保護者や地域の人々をも視野に入れておくことが求められている。</p>		①	

	分類	組織名 (学校における主な通称)	主な根拠 (◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等)	設置の必要性 (法令で設置を原則としているものは◎)	想定される開催頻度	備考(関連事項等)
15	学習指導 生徒指導 学校運営	人権教育推進委員会	□人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)(平成20年3月) 各学校において人権教育の目標を実現していくためには、人権教育の年間指導計画の立案や毎年の点検・評価、研修の企画・実施等を組織的に進める体制を確立することがきわめて重要となる。この推進体制において、校長のリーダーシップの下、各校務分掌の取組と人権教育の目標との関連を明確にすることが求められる。推進組織の構成としては、人権教育担当者、学年主任のほか、生徒指導部、進路指導部、関連する教科等の研究部など、各部校務分掌組織の代表者が必要に応じて随時参加するような機動的・機能的な構成とすること等が考えられる。		②、④	
16	学習指導 生徒指導	特別支援教育に関する校内委員会	○「特別支援教育の推進について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)(平成19年4月1日付) 3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組 特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。 (1)特別支援教育に関する校内委員会の設置 各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。 委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教委員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。 なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。		①、⑤	□平成27年度特別支援教育体制整備状況調査 校内委員会の開催回数(平成27年度幼稚園・小学校・中学校・高等学校・幼保連携型認定こども園計) 0回 1,036校(2.4%) 1回 6,916校(16.3%) 2回 9,055校(21.3%) 3回 6,545校(15.4%) 4回以上 18,872校(44.5%) □発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン(文部科学省)(平成29年3月) 第3部 学校用 ○校長(園長を含む)用 2. 校内委員会の設置と運営 (3)支援内容の共通理解と定期的な評価 校長は、校内委員会で支援の対象となった児童等の支援内容について、定期的に校内委員会に報告させるとともに、学校内の教職員に共通理解を図ります。そして、学期ごと等、定期的に外部の専門家等の助言も活用しつつ、評価を行います。
17	生徒指導	生徒指導委員会	□生徒指導提要(文部科学省)(平成22年3月) 第4章 学校における生徒指導体制 3 実効性のある組織・運営の在り方 生徒指導は、すべての児童生徒を対象として行われる教育活動です。したがって、その推進に当たっては、全教職員がその役割を担い、全校を挙げて計画的・組織的に取り組むことが必要となります。その運営に当たっては個々の教職員の役割が十分に発揮され、その組織が目的とする課題の達成や組織の構成員にまとまりがみられるように展開されることが大切です。		③、④、⑤	
18	生徒指導	進路指導委員会	□中学校学習指導要領解説 総則編(文部科学省)(平成20年7月) 第3章 教育課程の編成及び実施 第5節 教育課程実施上の配慮事項 4 進路指導の充実 また、進路指導を効果的に進めていくためには、進路指導主事を中心とした校内の組織体制を整備し、学級担任の教師を始め、教師が相互に密接な連絡を取り、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たる必要がある。		④	
19	生徒指導	いじめ防止対策委員会	◆いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号) 第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。	◎	③、⑤	
20	生徒指導	校内危機管理チーム会議	□子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き(文部科学省)(平成22年3月) ・校長、教頭、上記担当者に、スクールカウンセラーや関係する教職員を加えた「校内危機管理チーム会議」(チーム会議)を編成し、随時開くことをお勧めします。直後は対応のほうが優先しますので、すぐには集まらないかもしれませんが、職員会議とチーム会議を合わせて1日3回※を目安にしてください。教職員の食事や休憩にも留意しつつ、力が発揮できる環境を整えてください。 ・チーム会議や職員会議はなかなか集まるのが難しいため、学校全体の方針や報道対応、保護者会、遺族への対応などは、校長を中心とする幹部教職員などによる「本部」で協議し、決定することになります。 ・ケアの詳細は、養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー、学年主任、関係する担任や部活動顧問などによる「ケア会議」を1日1回※以上開き、統括してください。もちろん、重要事項は本部でも把握しておきます。		⑤	
21	生徒指導	不登校対策委員会	□生徒指導提要(文部科学省)(平成22年3月) 第6章 生徒指導の進め方 第12節 不登校 2 校内で求められる生徒指導体制の在り方 まずは、学校全体の指導体制の充実を図ることが肝要です(図6Ⅱ-12-1を参照)。直接影響を与え得る教員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢を持ち指導に当たる体制が求められます。 このように校内で情報を共有し、共通理解の下で一貫した指導・援助に当たるための一つの方法として、不登校児童生徒についての個別の指導記録を作成することも有効です。		③、⑤	
22	生徒指導	教育相談委員会	○「児童生徒の教育相談の充実について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)(平成29年2月3日付) 学校内の関係者が情報を共有し、教育相談にチームとして取り組むため、既存の校内組織を活用するなどして、早期から組織として気になる事例を洗い出し検討するための会議を定期的実施し、解決すべき問題又は課題のある事案については、必ず支援・対応策を検討するためのケース会議を実施することが必要であること。		③、⑤	